調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

京都府 市区町村数 26

_														市区町村数	26	'L
都道		市			事	庁内	問	男女共	同参画に関する条例				:画に関する計画 日現在で有効なもの)		
府		区		所	務	連絡	機		 有		無	有				無
県コード		町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	会	関の有	条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	計画	期間	女性 活躍 法との 関係	現在 の 状況
						20	20	15			7	21				
26	100	京都市	文化市民局共生社会推進 室 男女共同参画推進担 当	1	2	1	1	京都市男女共同参画推進条例	平成15年12月26日	平成15年12月26日		第4次京都市男女共同参画計画 きょうと 男女共同参画推進プラン 改訂版	平成23年4月	~ 令和3年3月	0	
26	201	福知山市	地域振興部人権推進室	1	1	1	1	福知山市男女共同参画推進条例	平成18年9月27日	平成18年10月1日		第3次福知山市男女共同参画推進計画 はばたきプラン2011後期計画	平成28年4月	~ 令和3年3月	1	
26	202	舞鶴市	人権啓発推進室啓発推進 課	1	1	1	1	舞鶴市男女共同参画推進条例	平成26年6月30日	平成26年7月1日		舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン(第 3次)」	平成29年4月1日	~ 令和9年3月31	∃ 1	
26	203	綾部市	市民環境部人権推進課	1	1	1	1	綾部市男女共同参画条例	平成18年3月30日	平成18年4月1日		綾部市男女共同参画計画第3次あいプラン	平成23年4月	~ 令和3年3月	1	
26	204	宇治市	男女共同参画課	1	1	1	1	宇治市男女生き生きまちづくり条例	平成16年10月8日	平成16年12月7日		宇治市男女共同参画計画 第4次UJIあさ ぎりプラン	平成28年4月	~ 令和3年3月	1	
26	205	宮津市	市民課	1	2	1	1				0	宮津市男女共同参画基本計画~ウインド プラン2017~	平成29年4月	~ 令和9年3月	1	
26	206	亀岡市	人権啓発課	1	2	1	1	亀岡市男女共同参画条例	平成14年12月25日	平成15年4月1日		ゆう・あいステッププラン〜亀岡市男女共 同参画計画〜	平成23年4月1日	~ 令和3年3月31	∃ 1	
26	207	城陽市	市民活動支援課	1	1	1	1	城陽市男女共同参画を進めるための条 例	平成17年7月1日	平成17年7月1日		第3次城陽市男女共同参画計画「さんさん プラン」	平成22年4月1日	~ 令和3年3月31	∃ 0	
26	208	向日市	広聴協働課	1	2	1	1	向日市男女共同参画推進条例	平成18年3月27日	平成18年4月1日		第2次向日市男女共同参画プラン	平成23年4月	~ 令和3年3月	1	
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	1	1	1	1	長岡京市男女共同参画推進条例	平成22年9月27日	平成22年10月1日		長岡京市男女共同参画計画 第6次計画	平成28年4月1日	~ 令和3年3月31	∃ 1	
26	210	八幡市	市民部人権啓発課	1	2	1	1	八幡市男女共同参画推進条例	平成21年3月30日	平成21年4月1日		八幡市男女共同参画プランる一ぷ計画 Ⅱ (後期プラン)	平成28年4月	~ 令和3年3月	1	
26	211	京田辺市	市民部市民参画課	1	2	1	1	京田辺市男女共同参画推進条例	平成22年09月29日	平成22年10月01日		第2次京田辺市男女共同参画計画	平成23年4月	~ 令和3年3月	1	
26	212	京丹後市	市民課	1	2	1	1	京丹後市男女共同参画条例	平成23年7月1日	平成23年7月1日		第二次京丹後市男女共同参画計画	平成28年4月	~ 令和8年3月	1	
26	213	南丹市	人権政策課	1	2	1	1	南丹市男女共同参画推進条例	平成27年3月30日	平成27年4月1日		第2次南丹市男女共同参画行動計画	平成31年3月	~ 令和10年3月	1	
26	214	木津川市	人権推進課	1	2	1	1	木津川市男女共同参画推進条例	平成19年3月12日	平成19年3月12日		木津川市男女共同参画計画後期計画~ 新キラリさわやかプラン~	平成27年4月1日	~ 令和3年3月31	∃ 0	
26	303	大山崎町	生涯学習課	2	2	1	1				0	大山崎町第3次男女共同参画計画一みと め愛プランー	平成29年4月	~ 令和5年3月	1	
26	322	久御山町	総務部総務課	1	2	1	1				0	久御山町第2次男女共同参画プラン	平成25年4月	~ 令和5年3月	1	
26	_	井手町	教育委員会 社会教育課	2	2	0	0				0					1
26		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	総務部企画財政課	1	2	1					0	宇治田原町男女共同参画計画	平成23年4月1日	~ 令和3年3月31	∃ 0	
26		笠置町	総務財政課	1	2	0					0					0
26	_	和東町	人権啓発課	1	2	0					0					0
26		精華町	人権啓発課	1	2	1	_	精華町男女共同参画推進条例	平成25年3月29日	平成25年10月1日		精華町第2次男女共同参画計画	平成27年3月	~ 令和2年3月	0	
26		南山城村	保健福祉課	1	2	0	0				2					0
26		京丹波町	住民課	1	2	1	1				0	京丹波町第2次男女共同参画計画	平成29年4月	~ 令和9年3月	1	
26	463	伊根町	住民生活課	1	2	0	0				0	1 / 4 o 1 2 / 1 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4			-	0
26	465	与謝野町	企画財政課	1	2	0	0				0	みんなの和づくりプラン第2次与謝野町男 女共同参画計画	平成31年4月	~ 令和9年3月	1	

<選択肢回答>

所属

1 首長部局

2 教育委員会

事務所掌

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない

庁内連絡会議

1 有

0 無

諮問機関

0 無

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 令和2年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 令和2年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- O 策定予定がない、検討していない

京都府

都		市			į	男女共同参画・女性のための総合的な施設(平)	成31年4月1日現在	で開設済の施設)							٦
道		区								施			管理·與	主営重	E体	
府 県	町村	町				Ē	听在地等			形	態	施訂	设管理	事	業運7	堂
ドロー エ	ニーロ	^町 村 名	名称	愛称·通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	直宮	管	その他
\overline{Z}			13							2	11	11	2 0	11	2	1
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	ウィングス京都	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262 番地	075-212-7490	075-212-7460	http://www.wings- kyoto.jp/		0		0		0	
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター		620-0035	京都府福知山市字内記100番地	0773-24-7022	0773-23-6537	https://www.city.fukuchiya ma.lg.jp/soshiki/6/		0	0		0		
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	フレアス舞鶴	625-0087	京都府舞鶴市余部下1167番地(舞鶴市中総合会館5階)	0773-65-0055	0773-62-0872	http://www.city.maizuru.ky oto.jp/kurashi/0000001177 .html		0	0		0		0
		綾部市	綾部市男女共同参画センター	あいセンター	623-0016	綾部市西町一丁目49番地の1	0773-42-1801	0773-42-1801	http://www.city.ayabe.lg.jp /aicenter/index.html		0			0		
		宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	ゆめりあ うじ	611-0021	宇治市宇治里尻5-9	0774-39-9377	0774-39-9378	https://www.city.uji.kyoto.jp/		0	0		0		
_		宮津市											_		↓	
26	206	亀岡市												<u> </u>	\vdash	_
		城陽市	城陽市男女共同参画支援セン ター	ぱれっとJOYO		京都府城陽市寺田林ノ口11番地の114	0774-54-7545	0774-55-5601	http://www.city.joyo.kyoto.j p/			0		0		
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	あすもあ	617-0002	京都府向日市寺戸町中の段16番地の7	075-963-6532	075-963-6517		0		0		0	<u> </u>	
		長岡京市	男女共同参画センター			京都府長岡京市神足2丁目3番1号長岡京市 立総合交流センター6階	075-963-5501	075-963-5521	https://www.city.nagaokak yo.lg.jp			0		0		
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム			八幡市八幡軸63番地	075-983-1784	075-983-4545			0	0		0		
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	ポケット	610-0334	京田辺市田辺中央5丁目2番地1 アル・プラ ザ京田辺2階	0774-65-3709	0774-65-3709	http://www.kyotanabe.jp/0 000005375.html			0		0		
		京丹後市	京丹後市女性センター		627-0012	京都府京丹後市峰山町杉谷868番地	0772-69-0210				0	0		0	Ш	
		木津川市	木津川市女性センター		619-0223	京都府木津川市相楽台4丁目3番地	0774-72-7719	0774-72-1399	http://www.city.kizugawa.lg .jp/index.cfm/6, 440, 40, 181, html		0	0		0		
-		大山崎町												<u> </u>		
-		久御山町			1			<u> </u>		_			_	<u> </u>		_
		井手町	井手町婦人研修センター		610-0301	京都府綴喜郡井手町多賀庵垣内	_			0		_	0	<u> </u>	0	4
		宇治田原町			1							\dashv	-	+-	\vdash	\dashv
		笠置町 和東町											+	+-'	\vdash	ᅴ
		和来可 精華町										_	_	╁┈	\vdash	\dashv
		南山城村			+			1				\dashv	+	+	\vdash	\dashv
		京丹波町			1							\dashv	+	+	\vdash	\dashv
		伊根町										7				乛
		与謝野町			1							\neg				目

都 道府 県 コード 26 100 京 26 201 舞 26 202 舞	国知山市 華鶴市	13 京都市男女共同参画センター 福知山市男女共同参画センター 舞鶴市男女共同参画センター	参 画 ・ 女 性 の 設立年月日 平成6年4月1日 平成27年8月1日	-	数(人) 非常勤	予算額(千円)	広報啓発 11 〇	講座	相談事業	· 提供 情報収集 10	苦情	交流促進	主企業の	国際交流 1	な 調査研究 6	生 で 開 設 済 の 施 設) 事 業 その他
府 町 県 村 コ コ I I ド ド 26 100 京 26 201 福	村名	13 京都市男女共同参画センター 福知山市男女共同参画センター	平成6年4月1日	常勤	非常勤	(千円)	報 啓 発 11	12	談 事 業 12	- 提供集	処 理	流促進	企業・NPO	際交流	調査研究 6	
県 村 ココリドド 26 100 京 26 201 福	村 名	13 京都市男女共同参画センター 福知山市男女共同参画センター	平成6年4月1日	12	常勤	(千円)	報 啓 発 11	12	談 事 業 12	- 提供集	処 理	流促進	と 楽・ N P O	際交流	査 研究 6	その他
	名	京都市男女共同参画センター福知山市男女共同参画センター		12	勤		啓発11	12	事業12	供集	処 理	進	連 N 携 P O	交流	究 6	その他
26 100 京 26 201 福	京都市 富知山市 舞鶴市	京都市男女共同参画センター福知山市男女共同参画センター			15	106,720				10	7	11	5	1	_	
26 201 福	国知山市 華鶴市	京都市男女共同参画センター福知山市男女共同参画センター			15	106,720				10	7	11	5	1	_	
26 201 福	国知山市 華鶴市	福知山市男女共同参画センター			15	106,720	\circ	_								
	華鶴市		平成27年8月1日	14				0	0	0	0	0	0		O	保育事業,女性の防災リーダー育成事業,教養・健康増進のための講座 等
26 202 舞		舞鶴市男女共同参画センター			5	4,176	0	0	0	0	0	0	0		0	女性活動支援ルーム、ワーキングルーム兼保 育ルーム設置・運営
	凌部市		平成13年3月10日	1	1	1,194		0	0	0		0				男女共同参画推進を目的に活動できる人材の 育成
26 203 綾		綾部市男女共同参画センター	平成10年12月1日	3	0	5,907	0	0	0	0		0			0	
26 204 宇	- 治巾	宇治市男女共同参画支援セン ター	平成15年4月16日	2	9	28,446	0	0	0	0	0	0	0		0	市民企画事業、女性問題アドバイザー派遣
26 205 宮																
26 206 亀	1000円															
26 207 城		城陽市男女共同参画支援セン ター	平成18年4月1日	4	2	18,331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	健康事業実施
26 208 向		向日市女性活躍センター	平成30年7月1日	0	2	7,762	0	0	0	0	0	0				コワーキングスペースの貸し出し、飲食業やインストラクター業等を希望する女性へのチャレンジスペースの提供
26 209 長		男女共同参画センター	平成17年4月18日	5	2	7,533	0	0	0	0	0	0	0		0	
26 210 八		八幡市女性ルーム	平成21年6月5日	1	2	1,353	0	0	0			0				
26 211 京		京田辺市女性交流支援ルーム	平成18年9月1日	1	3	5,366	0	0	0	0		0				男女共同参画団体等との協催事業
26 212 京		京丹後市女性センター	平成19年5月1日	0	0	0			0							
26 213 南									_	_						
26 214 木		木津川市女性センター	昭和61年4月1日	1	4	18,626	0	0	0	0	0	0	_			自主サークル支援、健康講座
26 303 大																
26 322 久		サイ m- t= 1 TT kg L- > 	планостопосп	_	_	100										人=羊饮, の代始
26 343 井		井手町婦人研修センター	昭和63年3月25日	0	0	120		0								会議等への貸館
26 344 宇																
26364笠26365和													-			
26 366 精												\dashv	\dashv			
26 367 南													_			
26 407 京												-+	\dashv			
26 463 伊												1	_			
26 465 与																

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、目	自 治	会 長	等	の状	況				
渞	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
		区	_		_			女		女	#			女		4	女	24	4	#
府	町		言		言	区	女 性	性比	市	性	女 性	村	女	性	町	女 性	性	治	性	女 性 比
県	村	町	年	宣言名称	の	_	市	比	区	副	比		女性町:	比	村	副	比	会	女性自治会長	比
	⊐		'			長	区	率	<u> </u>	市	率	長	村	率	''	町	率		治	率
Iт	ı	村	月		形	IX.	長	(%)	長	区長	(%)	IX.	村 長 数	(%)	長	村 長	(%)	長	芸長	(%)
ļ.,		_	_			ster	数	(70)		数	(/ 0 /	161	数	(/ 6 /		数	(,0)		数	(,0)
ド	ド	名	日		態	数			数			数			数			数		
\angle				1		15	1	6.7	22	1	4.5	11	0	0.0	9	0	0.0	2,682	75	2.8
00	100	→ +/n →						0.0	0	,	00.0							把握し ていな		
20	100	京都市				'	0	0.0	3	'	33.3							い		ı
26	201	福知山市				1	0	0.0	1	0	0.0							327	4	1.2
26	202	舞鶴市				1	0	0.0	2	0	0.0							367	16	4.4
		綾部市				1	0	0.0	1	0	0.0							195	1	0.5
26	204	宇治市				1	0	0.0	2	0	0.0							644		0.0
26	205	宮津市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	2	2.0
26	206	亀岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							23	0	0.0
26	207	城陽市				1	0	0.0	2	0	0.0							129	15	11.6
26	208	向日市				1	0	0.0	1	0	0.0							8	0	0.0
26	209	長岡京市				1	0	0.0	2	0	0.0							57	12	21.1
		八幡市				1	0	0.0	1	0	0.0							49	3	6.1
		京田辺市				1	0	0.0	1	0								50	2	4.0
		京丹後市				1	0	0.0	2	0	0.0							214	1	0.5
		南丹市				1	0	0.0	1	0	0.0							177	1	0.6
		木津川市				1	1	100.0	1	0	0.0							-	_	
		大山崎町										1	0	0.0	0	0		62	8	12.9
			平成16年10月31日	久御山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	38	7	18.4
		井手町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
		宇治田原町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
		笠置町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
		和東町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
		精華町										1	0	0.0	1		0.0	42	3	7.1
		南山城村										1	0	0.0	0			10	0	0.0
		京丹波町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0
		伊根町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
26	465	与謝野町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

京都府

調査時点コード 1 平成31年4月1日 2 令和元年5月1日 3 その他

都道阿町	市区	目相	票設定の対象である	5審議会	等の目	標及び現	見状値		目標設定の対象である審議会等の範囲				:の3)に基 3登用状況					D5)に基 登用状況	_	(内数) 市町村!! (委員の	防災会議 み)	ī	(内数) 市町村防 会長を含					3 6	査時点コード		
県 コード	村名	目 標 値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち 女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女 性 比 率 (%)	議会等	うち 女性委員	総委員		女性比率(%)	総委員数	委	女 性 比 率 (%)	総委員	女数 性 委	(性比率%)	標のある会目び値	その他	地方自治 (第202 条の3)に 基会では を を を を を を を を を が と に と の る り に 、 の る り る の る り に の る り に の る り に り る と し 、 し 、 と り と り と り と り と り と り と り と り と り と	その他	地法(第180 全域の5)に員 を を は を を を を を を を を る を る る の る の る の る の る	その他
\mathcal{M}				1,145	994	15,417	4,725	30.6		753	666	10,602	3,080	29.1	148	83	962	151	15.7	671	57	8.5	757	61	8.1	$\overline{}$					
	小計									751	664	10,585	3,072	29.0	146	82	954	150	15.7	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$		7.	$\overline{}$					
26 100	京都市	65	令和3年3月	250	250	4,289	1,505	5 35.1	法律または条例により設置されている附属機関等、要綱等により開催されている慰決を 能だれている慰決を が行政機関、各種団体等の間の調整又は協議を目的とするもの及び 法律の定めるところにより委員の大部分を選挙によって選任するもの を除く。	144	144	2,514	889	35.4	6	4	48	8	16.7	50	3	6.0	51	3	5.9	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日
26 201	福知山市	30	令和2年3月	61	48	812	239	29.4	自治法第180の5及び第202条の3 条例で設置されている審議会、協 議会等	50	44	774	232	30.0	6	4	38	7	18.4	13	0	0.0	14	0	0.0	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日
26 202		35	令和9年3月	39	- 00	666	180		条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	39	36	666	.00	27.0	5	4	36		25.0			7.0	24		4.2	1	A To = 15 a E 4 E	1 3	A 10 = 6 0 0 0 1 0	1	A10 = 60 E 4 E
	<u>綾部市</u> 宇治市	40 35	令和3年3月 令和3年3月	26 93	26 80	1 247	350	31.6	条例、規則、要綱で定めるもの 行政委員会、付属機関、懇談会、校舎理事会等	26 29	26 27	335 534	106 147	31.6 27.5	6	6	36		16.4 19.4	38 42	4	7.9 9.5	43		7.7 9.3	3	令和元年6月1日	1	令和元年6月1日	1	令和元年6月1日
26 205	宮津市	35	令和9年3月	66	49	761	175	23.0	法律、条例、要綱、規定、規則等に基づかない実行委員会	20	19	270		23.7	6	5	40		22.5	22	1	4.5	23			3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日	3	平成31年3月31日
26 206	亀岡市	50	令和3年3月	52	48	660	195	29.5	法令、条例、規則、要綱等により設置している審議会、委員会等	34	32	456	128	28.1	6	4	66	15	22.7	35	5	14.3	36	5	3.9	1		1		1	
26 207	城陽市	35	令和3年3月	58	46	653	182	2 27.9	地方自治法第138条の4・同法第202条の3、同法第180条の5による、委員会・執行機関及び附属機関	52	45	616	180	29.2	6	1	37	2	5.4	42	3	7.1	43	3	7.0	1		1		1	
26 208	向日市	40	令和3年	58	46	698	234	33.5	行政委員会(地方自治法第180の5)、法律や条例及び規則・要綱に 基づいて設置されているもの	20	14	200	52	26.0	6	5	31	8	25.8	23	3	13.0	24	3	2.5	1		1		1	
26 209	長岡京市	40	令和3年3月	55	51	592	200	33.8	地方自治法第202条の3に基づくもの 地方自治法第180条の5に基づくもの 市の規則、要頼、要項及び要領に基づくもの(除く:市職員のみ、専ら 啓発推進、個別事例検討、連絡調整等)	32	31	346	112	32.4	6	4	31	6	19.4	29	4	13.8	30	4	3.3	1		1		1	
26 210		40	令和3年3月	68				34.6	設置要綱に基づく審議会及び委員会	16	16	259	69	26.6	6	4	37		18.9	0.7		100	38		5.3	1		1		!	
	京田辺市	33	令和3年3月	72		1,070		33.7	法律・条例・規則・要綱等により設置された審議会数 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置さ	46	40	616	1/8	28.9	ti -	4	40		22.5	3/		10.8	38	4		-		-		<u> </u>	
	京丹後市	40	令和8年3月	35		403	102	2 25.3	れている審議会等	35	26	403	102	25.3	6	2	39		10.3	24		16.7	25		6.0	1		1		1	
26 213		30	<u>令和11年3月</u>	48 42		556		22.8		41 36		556 466			5	2	62 33		8.1	38		5.3 17.6	39		5.1	1		2		1 1	
	木津川市 大山崎町	35 25	令和3年3月 令和5年3月	14		499		7 31.5 4 13.8	条例等に基づき設置されている委員会等 条例・規則・要綱で定めるもの	36	28	147	152	32.6 15.6	6	3	24		15.2 16.7	34	1	3.7	35	7 2	3.6	1		1		-	
	久御山町	33	令和5年月	33		367			地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	11	9	141	26	18.4	5	3	33		12.1	24	2	8.3	25		8.0	3	令和元年6月1日	3	令和元年6月1日	3	令和元年6月1日
26 343	井手町									9	5	111	13	11.7	5	3	25	5	20.0	30	1	3.3	31		0.2	1		1		1	
	宇治田原町 笠置町	30	令和3年3月	19	14	220	44	20.0	各種委員会や審議会	19	14	220 67		20.0 16.4	6	2	35 21	3	8.6 0.0	19 18	0	0.0 5.6	20		0.0		令和元年7月1日	3	令和元年7月1日	3 2	令和元年7月1日
	<u>笠直町</u> 和東町	1		 	-	-		+		3	2	41		16.4	4	1	21		8.7	18 19		0.0	19 20			2		1		1	
26 366	精華町	40	令和2年3月	18	16	221	67	7 30.3	地方税法(第202条の3)に基づく審議会	18	16	221		30.3	6	4	30	6	20.0	30		26.7	31	8 2		1		i		1	
	南山城村		A 5						A 55-34 A M	4	2	54	12	22.2	5	1	26	4	15.4	16	0	0.0	17		0.0	1		1		1	
	京 <u>丹波町</u> 伊根町	30	令和9年3月	13	13	176	58	33.0	全審議会等	13	13	176	58	33.0 16.1	6	1	36 27	3	8.3	20 19	1	5.0	21		4.8 0.0	1		1		1	
	步伐则 与謝野町	30	令和4年月	25	24	284	77	7 27 1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	25	24		77	27.1	6	4	45		13.3	22	1	4.5	23		4.3	1		1		-	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市								1																				\neg
										_ +#==u	. _		7 cm=±	^**	116-4-6		m-000/2	00/1-1	⊭ × /	11b -/- r	5:4:+/4	第180条(∞ = \	# <i>~</i> ′/	(内数)			(内数)		
道	区	区	目相	票設定の対象	である著	審議会等	の目標	及び現状	忧値	日標設	定の対	家でめ	る審議	芸寺の	地力 語	ョ冶法(夏 議会等(₹202余 こおける	の3)に基 登用状況	足りく			ま180余0				村防災			村防災	
府	町	<u> </u>																	-						(5	委員のみ)	(会	長を含む	(ن
		-			1									_													l			-
県	村	町	目		審	うち	<i>6/</i> /\	うち	女						審	うち	4//	うち	女	審	うち	4//>	うち	女	4/1	うち	女	40	うち	女
⊐	⊐		標	目標	議	女を	総委員	女等	性						議	女を	総委	女等	性	議	女を	総委	女等	性	総 委	女数	性	総委員	女数	性
\mathbf{L}		村	値	年	会等	性含 委む	員	性数	比率						会等	性含	員	性数	女性比率	会等	性含	員	性数	女性比率	総委員数	性 委	女性比率	員	性 委	比率
	'		(%)	度	数	安む員数	数	委員	(%)	ر ا	/				数	委む 員数	数	委員	(%)	数	委む 員数	数	委員	(%)	数	安員	(%)	数	安員	(%)
۴	۴	名				~~		^								~~		^			~~		^			^			~	
	$\overline{}$											$\overline{}$			2	2	17	8	47.1	2	1	8	1	12.5						$\overline{}$
Ħ		京都市													0	0	0	0		0	0	0	0							=
		福知山市										$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	0							\supset
		舞鶴市							\setminus			$\overline{}$	\setminus	\setminus	0	0	0	0		0	0	0	0					\setminus		\geq
	\angle	綾部市							\setminus			\angle	\setminus	\setminus	0	0	0	0		0	0	0	0							
\triangle	\angle	宇治市										_			0	0	0	-		0	0	0	0							
\square	\angle	宮津市			\angle				\angle		\angle	_	\angle	\angle	1	1	5	2	40.0	0	0	0	0							\sim
\square	\angle	亀岡市	\angle		/				_			۷,	_	_	0	0	0	0		0	0	0	0							
\angle	4	城陽市			/				_		\leq	<u>∠</u> ,	_	_	0	0	0			0	0	0	0		-					
\angle	4	向日市	/		/			\sim	_		\angle	<u> </u>	_	_	0	0	0			0	0	0	0		\sim					
\square	4	長岡京市	\angle		\leq	\sim			_		\leq	۷,	_	_	0	0	0	0		0	0	0	0		\sim					\sim
\angle	\leq	八幡市	\angle		/	$\overline{}$			_		\leq	۷,	_	_	0	0	0	0		0	0	0	0		\sim					
\square	4	京田辺市	\angle		/	\sim			_		\leq	۷,	_	_	0	0	0	-		0	0	0	0		\sim					\sim
\mathbf{Z}	4	京丹後市				\sim			_			۷,	_	_	0	0	0			0	0	0	0		\sim					
\angle	4	南丹市	\sim		/				_		\leq	<u> </u>	\leq	_	0	0	0	_		0	0	0	0							
\vee	\leq	木津川市	\sim						_			_	_	_	0	0	0	-		0	0	0	0							
\vee	\leq	大山崎町	\sim						\sim			_	\leq	_	0	0	0			0	0	0	0							\leftarrow
\vee	4	久御山町	\sim						\sim		\sim	—	\sim	\sim	0	0	0	·		0	0	0	0							\leftarrow
\mathcal{L}	_	井手町		-							$\overline{}$	_		\sim	0	0	0	-		0	0	0	0							\leftarrow
H	\leftarrow	宇治田原町 笠置町									$\overline{}$	—			0	0	0	_		0	0	0	0							\leftarrow
	\prec	_{立直町} 和東町		$\overline{}$		$\overline{}$					$\overline{}$	-			1	1	12	-	50.0	2	1	8	1	12.5					$\overline{}$	$\overline{}$
H	$\overline{}$	和来可 精華町		$\overline{}$							$\overline{}$	-			0	0	0		50.0	0	0	0	0				$\overline{}$			$\overline{}$
H	$\overline{}$	南山城村										$\overline{}$			0	0	0	_		0	0	0	0							$\overline{}$
	$\overline{}$	京丹波町		_								$\overline{}$			0	0	0	-		0	0	0	0	_						$\overline{}$
H	$\overline{}$	伊根町										\leftarrow			0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
	$\overline{}$	与謝野町		_							$\overline{}$	$\overline{}$			0	0	0	·		0	0	0	0							\hookrightarrow

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)No3

-m -k n+ .h 1°		亚世21年4月1日		A10 - F - F - F - F		7 0 /4
調査時点コード	- 1	平成31年4月1日	2	〒和元年3月1日	3	その他

都市道区	市												管理職の	の在職∜	況														Ħ	哉務上σ)地位別	職員在	職状況					調		
府町	区				うち	5一般行	政職				うち	一般行	政職				うち	一般行	政職				うち	一般行政	(職	課	Ī		うち	一般行政	女職				うち	一般行	攻職	時	1	
県村	囲丁	管理	うち	女	管		女	部局	うち	女	部	T	女	次 長	うち	女 性	次		女	課長	うち	女	課		女	長補	うち	女 性	課長		女	係 長	うち	女性	係		女	点	そ の	他
	村	職	管 女理	性比	理職	うち 女理	性比率	長相	女	性比率	局 長 相	うち 女 性	性比率	相	女	比率	長 相 当	うち 女 性	性 比	相	女	性比率	長相	うち 女 性	性比率	佐	女	比率	補佐相	うち 女	性比	相	女	比率	長相	うち 女 性	件	⊐	I	
1 1	ניד	総数	性職数	率	総数	性職管数	率 (%)	当職	性数	(%)	当	性数	率 (%)	当職	性数	(%)	当職	性 数	率 (%)	当職	性数	(%)	当職	性 数	率 (%)	相当	性数	(%)	相当	性 数	率 (%)	当職	性数	(%)	· 当 職	性 数	比率 (%)	I	I	
F F	名		300		**	6 XX	(70)	Allic			職		(70)				4994		(70)				4154		(70)	職			職		(70)				494		(70)	۲		
		2,765	497	18.0	1,892	318	16.8	500	48	9.6	395	33	8.4	229	26	11.4	159	20	12.6	2,036	423	20.8	1,338	265	19.8	1,191	323	27.1	733	183	25.0	3,438	920	26.8	2,004	534	26.6			
26 10	京都市	1,134	164	14.5	659	95	14.4	247	7 31	12.6	197	22	11.2	34	0	0.0	0	0		853	133	15.6	462	73	15.8	366	56	15.3	158	29	18.4	1823	384	21.1	894	187	20.9	1		
26 20	福知山市	169	42	24.9	103	17	16.5	23	3	13.0	19	1	5.3	38	12	31.6	34	8	23.5	108	27	25.0	50	8	16.0	108	27	25.0	107	26	24.3	136	54	39.7	97	35	36.1	1		
	2 舞鶴市	151	23	15.2	109	16	14.7	16	3 1	6.3	- 11	0	0.0	24	1	4.2	19	1	5.3	111	21	18.9	79	15	19.0	0	0		0	0		185	57	30.8	110	34	30.9	1	1	
26 20	多 綾部市	65	13	20.0	50	8	16.0	13	3 1	7.7	10	1	10.0	6	1	16.7	3	0	0.0	46	11	23.9	37	7	18.9	34	6	17.6	22	5	22.7	48	17	35.4	31	12	38.7	1		
	4 宇治市	99	10	10.1	72	9	12.5	15	5 0	0.0	13	0	0.0	22	1	4.5	15	1	6.7	62	9	14.5	44	8	18.2	98	27	27.6	59	9	15.3	159	38	23.9	88	23	26.1	1		
26 20	5 宮津市	35	3	8.6	32	2	6.3	8	3 1	12.5	8	1	12.5	0	0		0	0		27	2	7.4	24	1	4.2	10	3	30.0	10	3	30.0	35	8	22.9	28	5	17.9	3	令和元年9月10	日
26 20	亀岡市	134	35	26.1	111	28	25.2	29	9 5	17.2	16	2	12.5	1	1	100.0	1	1	100.0	104	29	27.9	94	25	26.6	0	0		0	0		142	59	41.5	137	54	39.4	1	1	
26 20	7 城陽市	69	6	8.7	54	5	9.3	- 11	0	0.0	9	0	0.0	20	1	5.0	16	1	6.3	38	5	13.2	29	4	13.8	36	6	16.7	19	5	26.3	77	15	19.5	51	9	17.6	1		
26 20	6 日市	62	18	29.0	56	17	30.4	7	7 0	0.0	6	0	0.0	5	3	60.0	5	3	60.0	50	15	30.0	45	14	31.1	20	9	45.0	16	6	37.5	57	20	35.1	43	11	25.6	1	1	
26 20	長岡京市	102	26	25.5	91	26	28.6	18	3 1	5.6	17	1	5.9	14	1	7.1	11	1	9.1	70	24	34.3	63	24	38.1	36	16	44.4	23	6	26.1	83	45	54.2	60	29	48.3	1		
26 21	八幡市	94	13	13.8	62	4	6.5	13	3 0	0.0	- 11	0	0.0	18	1	5.6	14	1	7.1	63	12	19.0	37	3	8.1	53	16	30.2	30	10	33.3	82	24	29.3	43	12	27.9	1		
26 21	京田辺市	104	21	20.2	87	21	24.1	16	6 2	12.5	15	2	13.3	13	2	15.4	11	2	18.2	75	17	22.7	61	17	27.9	25	4	16.0	14	4	28.6	89	33	37.1	76	33	43.4	1	1	
26 21	2 京丹後市	122	20	16.4	68	5	7.4	26	6 0	0.0	- 11	0	0.0	16	1	6.3	14	0	0.0	80	19	23.8	43	5	11.6	82	31	37.8	44	7	15.9	130	44	33.8	74	24	32.4	1		
26 21	南丹市	67	18	26.9	50	8	16.0	12	2 0	0.0	- 11	0	0.0	9	0	0.0	8	0	0.0	46	18	39.1	31	8	25.8	59	27	45.8	41	13	31.7	78	34	43.6	54	15	27.8	1	1	
26 21	4 木津川市	96	23	24.0	83	18	21.7	16	3	18.8	15	3	20.0	7	1	14.3	6	1	16.7	73	19	26.0	62	14	22.6	52	19	36.5	34	6	17.6	60	20	33.3	43	16	37.2	1		
26 30	3 大山崎町	29	5	17.2	17	2	11.8	4	1 0	0.0	4	0	0.0	0	0		0	0		25	5	20.0	13	2	15.4	15	10	66.7	6	1	16.7	22	5	22.7	18	3	16.7	1	1	
26 32	2 久御山町	23	2	8.7	18	2	11.1	6	6 0	0.0	5	0	0.0							17	2	11.8	13	2	15.4	31	12	38.7	19	8	42.1	21	0	0.0	11	0	0.0	1		
26 34	3 井手町	22	7	31.8	15	4	26.7	C	0		0	0		0	0		0	0		22	7	31.8	15	4	26.7	8	1	12.5	8	1	12.5	11	7	63.6	8	4	50.0	1	1	
26 34	4 宇治田原町	18	4	22.2	15	4	26.7	5	5 0	0.0	4	0	0.0	0	0		0	0		13	4	30.8	11	4	36.4	15	2	13.3	12	0	0.0	27	3	11.1	23	2	8.7	- 1	1	
26 36	4 笠置町	12	5	41.7	10	3	30.0													12	5	41.7	10	3	30.0	7	3	42.9	7	3	42.9	1	0	0.0	1	0	0.0	1		
26 36	5 和東町	16	6	37.5	14	4	28.6													16	6	37.5	14	4	28.6	5	3	60.0	5	3	60.0	9	3	33.3	7	1	14.3	- 1	1	
26 36	精華町	44	6	13.6	32	2	6.3	10	0	0.0	8	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	32	6	18.8	22	2	9.1	42	13	31.0	20	6	30.0	59	18	30.5	30	9	30.0	1	1	
26 36	7 南山城村	9	2	22.2	9	2	22.2	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		8	2	25.0	8	2	25.0	9	3	33.3	9	3	33.3	8	4	50.0	8	4	50.0	1		
26 40	7 京丹波町	38	11	28.9	24	2	8.3	4	1 0	0.0	4	0	0.0	0	0		0	0		34	11	32.4	20	2	10.0	36	10	27.8	26	10	38.5	67	26	38.8	40	10	25.0	1	1	
26 46	7 伊根町	7	0	0.0	7	0	0.0	C	0		0	0		0	0		0	0		7	0	0.0	7	0	0.0	5	1	20.0	5	1	20.0	16	1	6.3	16	1	6.3	1		
26 46	5 与謝野町	44	14	31.8	44	14	31.8													44	14	31.8	44	14	31.8	39	18	46.2	39	18	46.2	13	1	7.7	13	1	7.7	1		

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

- 8	調査時点コード	1	平成31年4月1日	2	令和元年5月1日	3	その他

CC-																				_
都市	市	/			市区町	村 議	会 の	議員	の 同	i ἀ	支 援	体	制に関する調査					騆	1	
道区府町	区		明記した規定(産休を含む)が	問2 同1.で、1.を選択した場合 「ケ席事由として明記した規定」 はいつ制定されましたか。1~2 のうちいずれか一つを選択してく ださい。	を選択した場合、取 で 得することが可能な 合 休業期間は、次のう の ちどれに当てはまり て	1を選択した	場 事由につい 1. 明記 2. 明記 運用 3. 明記	て1~4の	うちいずれか ある ないが、 る 無く、	いらの欠席 い一つに〇?	事由につい をつけてくだ	て、以下(さい。	類5	向け研修(セクシュアル・ハラ	問7 議員の利用することのできる う 保育施設等が議会に設置ま たは提供されていますか。	授乳室等が議会に設置また	問9 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	査時		
県村	町	/					4. 明記	した規定がに事例が無	無く、									点	その	他
1 1	村	議会名	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 適用上認めている 3. 明記した規定が無く、 適用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、 適去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条 1. の産前産後の就業制 2. 関の期間よりも短い。3. 2. 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間以上である。3. 期間の定めはない。	なし	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	そのも	ds de	修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント 防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)3. 設置または提供する予定	いる。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設 置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定		п — п		
17/2	-	1の合計	26	1	1	0	1	0	0	0	2	1		1	0	0		_		-
1//		2の合計	0	25	5	26	10	10	12	10	21	8		0	0	2				7
1//		3の合計	0		20	0	7	7	6	7	1	7		0	0	0				7
		4の合計	0				- 8	9	8	9	2	9		25	26	24				-
26 100	京都市	京都市会	1	1	3	2	2	2	2	2	1	4	議員は、病気、出産その他の事由により会議に出席することができないときは、その明 由を付して、議長に届け出なければならない。	4	4	2		1	ĺ	
26 201	福知山市	福知山市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	1	1	議員は、事故のため出席できないときは、その理由をのべ、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。(詳細は別途内規に規定あり)	4	4	4		1	ĺ	
26 202	舞鶴市	舞鶴市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	2		4	4	4		1	1	П
26 203	綾部市	綾部市議会	1	2	3	2	1	4	4	4	2	4	2 欠席の該当事由 (6)出産(本人または配偶者に限る)	4	4	4		1	ĺ	
	宇治市	宇治市議会	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	1	
	宮津市	宮津市	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4		1		
	亀岡市	亀岡市議会	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1	.	_
	城陽市	城陽市議会	1	2	3	2	4	4	2	4	2	4		4	4	4		1	+	ᅵ
	向日市	向日市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4		1	+	_
	長岡京市	長岡京市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4		1	 	4
	八幡市	八幡市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4		2	+	4
	京田辺市	京田辺市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4		1		4
	京丹後市	京丹後市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1		4
	南丹市	南丹市議会	1	_	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1		\dashv
	木津川市	木津川市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4		1		\dashv
	大山崎町 久御山町	大山崎町議会 久御山町議会	1	2 2	2	2	3 2	3	2	3	2	3		1	4	2		1		\dashv
	久御山町 井手町	久御山町議会 井手町議会	1	2	3	2	_	4	4	4		3		4	4	4		1		\dashv
	开手町 宇治田原町	开手町譲装 宇治田原町議会	1	2 2	3	2	4	4		4		٠,								-
	宇治田原町 笠置町	于冶田原町議会 笠置町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		4	4	4		1		\dashv
	和東町	立直可議会 和東町議会	1	2 2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4		1		\dashv
	和東町 精業町	和東町議会	1	2 2	1	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4		1		\dashv
	精章町 南山城村	精華町議会 南山城村議会	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1		-
	南山城村 京丹波町		1	2 2		2								·		· ·				\dashv
		京丹波町議会	1	2 2	3 2	2	2	2	2	2	2	4		4	4	4		1		4
	伊根町 与謝野町	伊根町議会 与謝野町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1		\dashv
26 465	子謝對町	分謝對叫議会	1	2	3	Z	3	3	2	3	2	2		4	4	4		- 1		_